

児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る実施要領

大和市教育委員会

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 情報収集（第5条～第8条）
- 第3章 情報提供（第9条～第12条）
- 第4章 責務（第13条・第14条）
- 第5章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書（以下「協定書」という。）の運用にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（基本的な考え方）

第2条 本制度は、教育的配慮のもとに運用されるものであり、警察への情報提供に当たっては、学校が保護者と連携して児童・生徒に対し十分な指導・支援を積み重ねた上で、行うものとする。

- 2 学校及び警察は、収集した情報を当該児童・生徒に対して、不利益となる取扱いをすることなく、事案に関係する児童・生徒が健全な学校生活を送ることができるよう、学校、保護者、警察との連携のもとで継続的な指導・支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第3条 児童・生徒の個人情報については、教育委員会は大和市個人情報保護条例の実施機関として、警察は神奈川県個人情報保護条例の実施機関として、適正な取扱いをするものとする。

（連携の従事者等）

第4条 連携の従事者は、校長又は校長があらかじめ指定する者（以下「校長等」という。）とし、本制度に係る情報の提供及び収集を行う。

- 2 校長は、管理事務（連絡票の作成、管理、保管及び利用等に関する事務。）を総括する。
- 3 情報の取扱者は、校長等とする。

第2章 情報収集

（本人・保護者への通知）

第5条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該児童・生徒又は、当該児童・生徒の法定代理人である保護者に通知するものとする。

（連絡票の保存期間）

第6条 警察から情報を収集した場合は、校長等は「児童・生徒支援のための連絡票」（以下「連絡票」という。）を、原則として1年間（作成日の属する年度の来年度末）保存する。

（教育委員会への報告）

第7条 警察から情報を収集した場合は、校長等は、「連絡票」の写しにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第3章 情報提供

(情報提供)

第8条 協定書第5条第2号に規定する事案のうち、警察へ情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 警察の有する専門的知識や手法が立ち直りのための支援又は指導に効果があると見込まれる場合。
- (2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼすおそれのある場合

(教育委員会への報告・承認)

第9条 校長は、警察へ情報を提供する場合、「連絡票」を作成し、事前に教育委員会に提出して承認を得なければならない。ただし、児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつ、やむを得ない場合には、この限りではない。

- 2 教育委員会は、情報提供の是非及び提供する内容について検討し、校長等に対して必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 第1号ただし書きに規定する措置をとった場合は、校長等は、情報提供後「連絡票」の写しにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(本人・保護者への通知)

第10条 警察へ情報を提供する場合は、原則として、校長等は提供する情報の内容を当該児童・生徒本人又は、当該児童・生徒の法定代理人である保護者に通知するものとする。

(「連絡票」の作成及び保存期間)

第11条 警察へ情報を提供する場合は、校長等は「連絡票」を作成し、警察署長又は、警察署長があらかじめ指定する者に手渡しする。

- 2 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつ、やむを得ない場合に口頭で情報を提供した場合は、あらためて校長等は「連絡票」を作成し、警察署長又は、警察署長があらかじめ指定する者に手渡しする。
- 3 「連絡票」の保存期間は、原則として1年間（作成日の属する年度の来年度末）とし、その後、確実に廃棄するものとする。

第4章 責務

(校長の責務)

第12条 校長は、教職員にこの要領の趣旨を周知し、教職員が協力して適切に運用できる体制を確立するとともに、児童・生徒及び保護者にこの要領の趣旨を周知し、保護者の十分な理解、協力を求めるものとする。

(教育委員会の責務)

第13条 教育委員会は、児童・生徒の情報の取扱いについて、この要領の趣旨を逸脱することなく、各事項が遵守されるように努めるとともに、校長等に対しては、必要な指導及び助言を行うものとする。また、本協定書の運用にあたっては、大和市個人情報審査会への報告も含め、その検証結果に応じて必要な措置を講じるものとする。

第5章 雑則

(実施委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、相互連携の実施にあたり必要な事項は、教育委員会が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から実施する。